## 代用有価証券等の掛目の変更に伴う

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

### I. 改正趣旨

代用有価証券(充用有価証券)の代用価格(充用価格)算出のために時価に乗ずべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

### Ⅱ. 改正概要

- 時価に乗ずべき率の見直し
  - ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗 じる率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更 を行う。

(備 考)

- ・先物・オプション取引に係 る取引証拠金等に関する規則 別表 1
- ・業務方法書の取扱い 別表 第1
- ・商品取引債務引受業に関す る業務方法書の取扱い 別表 第1

### Ⅲ. 施行日

2022年1月11日から施行する。

以上

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

- 1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
- 2. 業務方法書の取扱い
- 3. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い

### 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

# 別表1

代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表

新

- 1 (略)
- 2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の 定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価		時価に乗ずべき率
(略)		,	•	
	(略)			
			(1)	残存期間1年以内のもの
				100 分の9
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの
	グレートブリテ			100 分の9
	ンおよび北アイ	ロンドン	(3)	残存期間5年超10 年以内のもの
	ルランド連合王			100 分の8
	国政府が発行する英式とは建信	の星紋の	(4)	残存期間10年超20 年以内のもの
	る英ポンド建債券	気配相場		100 分の8
			(5)	残存期間20年超30年以内のもの
				<u>100 分の8</u>
外国国債証 券			(6)	残存期間30年超のもの
			(.)	<u>100 分の8</u>
ゲ	国政府の発行するユーロ建債券	場におけ	(1)	残存期間1年以内のもの
			(0)	100 分の9
			(2)	残存期間1年超5年以内のもの
			(0)	<u>100 分の9</u>
			(3)	残存期間5年超10年以内のもの
			(4)	100 分の9 株存期間10年初20 年以内のまで
		最終の気	(4)	残存期間10年超20年以内のもの
		配相場	(5)	100 分の8 残存期間20年超30 年以内のもの
			(0)	
			(6)	100 分の8 残存期間30年超のもの
			(0)	200 分の8
	(mfr)			100 71076
	(略)			

(注) 1.~~7.~~ (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和4年1月11日から施 行する。

### 別表1

代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表

旧

- 1 (略)
- 2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の 定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類		時価	時価に乗ずべき率			
(略)						
	(略)					
			(1)	残存期間1年以内のもの		
				100 分の9		
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの		
	グレートブリテ			100 分の9		
	ンおよび北アイ	ロンドン	(3)	残存期間5年超10 年以内のもの		
	ルランド連合王	市場における前日		100 分の8		
	国政府が発行す	の最終の	(4)	残存期間10年超20 年以内のもの		
	る英ポンド建債 券	気配相場		100 分の8		
外国国債証			(5)	残存期間20年超30 年以内のもの		
				<u>100 分の8</u>		
			(6)	残存期間30年超のもの		
				<u>100 分の8</u>		
券	ドイツ連邦共和 国政府の発行す るユーロ建債券	場におけ	(1)	残存期間1年以内のもの		
				100 分の9		
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの		
				<u>100 分の9</u>		
			(3)	残存期間5年超10 年以内のもの		
				100 分の9		
			(4)	残存期間10年超20 年以内のもの		
				100 分の8		
			(5)	残存期間20年超30 年以内のもの		
			(-)	<u>100 分の8</u>		
			(6)	残存期間30年超のもの		
				<u>100 分の8</u>		
	(略)					

(注) 1.~7. (略)

3 (略)

#### 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

新

1 業務方法書第15条の2第4項及び第5 項、第16条第5項及び第6項、第52条第 3項及び第4項並びに第70条第3項及び第 4項に定める当社が適当と認める有価証券の 種類並びに当社が定める時価及び率は以下の とおりとする。

有価証券の種類		時価	時価 時価に乗ずべき率	
(略)				
	(略)			
			(1)	残存期間1年以内のもの
				100 分の9
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの
				100 分の9
	グレートブリテン および北アイルラ		(3)	残存期間5年超10 年以内のもの
	ンド連合王国政府			100 分の8
	が発行する英ポン	の最終の	(4)	残存期間10年超20 年以内のもの
	ド建債券	気配相場	/=\	100 分の8
外国国債証 券			(5)	残存期間20年超30年以内のもの
			(6)	100 分の8
			(6)	残存期間30年超のもの
			(1)	<u>100 分の8</u> 残存期間1年以内のもの
,J.	ドイツ連邦共和国 政府の発行する ユーロ建債券	フラントおける 最前の 最終場 配相場	(1)	200 分の9
			(2)	残存期間1年超5年以内のもの
			(2)	100 分の9
			(3)	残存期間5年超10年以内のもの
			(0)	100 分の9
			(4)	残存期間10年超20 年以内のもの
				100 分の8
			(5)	残存期間20年超30年以内のもの
				<u>100 分の8</u>
			(6)	残存期間30年超のもの
				<u>100 分の8</u>
	(略)			
(略)				

(注)  $1. \sim 4.$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)

付 則

この改正規定は、令和4年1月11日から施 行する。 別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

旧

1 業務方法書第15条の2第4項及び第5 項、第16条第5項及び第6項、第52条第 3項及び第4項並びに第70条第3項及び第 4項に定める当社が適当と認める有価証券の 種類並びに当社が定める時価及び率は以下の とおりとする。

有值	西証券の種類	時価		時価に乗ずべき率		
(略)						
	(略)					
			(1)	残存期間1年以内のもの		
				100 分の91		
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの		
				100 分の90		
	グレートブリテン  および北アイルラ			残存期間5年超10 年以内のもの		
	ンド連合王国政府			100 分の88		
	が発行する英ポン	の最終の	(4)	残存期間10年超20 年以内のもの		
	ド建債券	気配相場		100 分の86		
外国国債証 券			(5)	残存期間20年超30 年以内のもの		
			(0)	100 分の84		
			(6)	残存期間30年超のもの		
			(1)	<u>100 分の82</u> 残存期間1年以内のもの		
20.	ドイツ連邦共和国 政府の発行する ユーロ建債券	場におけ	(1)	ス行列向1年以内のもの 100 分の93		
			(2)	残存期間1年超5年以内のもの		
			(2)	100 分の91		
			(3)	残存期間5年超10年以内のもの		
				100 分の90		
			(4)	残存期間10年超20 年以内のもの		
				100 分の87		
			(5)	残存期間20年超30 年以内のもの		
				<u>100 分の84</u>		
			(6)	残存期間30年超のもの		
				<u>100 分の84</u>		
	(照各)					

(注)  $1. \sim 4.$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)

Ť l

### 別表第1

充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表

1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率		
(略)		!			
	(略)				
			(1)	残存期間1年以内のもの	
				100 分の9	
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの	
	グレートブリ			100 分の9	
	クレートノリ テンおよび北	古旭にわ	(3)	残存期間5年超10 年以内のもの	
	アイルランド			100 分の8	
	連合王国政府	の是終の	(4)	残存期間10年超20 年以内のもの	
	が発行する英ポンド建債券	気配相場		100 分の8	
			(5)	残存期間20年超30 年以内のもの	
				<u>100 分の8</u>	
			(6)	残存期間30年超のもの	
外国国債証				<u>100 分の8</u>	
券			(1)	残存期間1年以内のもの	
		場におけ		100 分の9	
			(2)	残存期間1年超5 年以内のもの	
				<u>100 分の9</u>	
			(3)	残存期間5年超10 年以内のもの	
				100 分の9	
			(4)	残存期間10年超20 年以内のもの	
			, ,	100 分の8	
			(5)	残存期間20年超30 年以内のもの	
			(0)	<u>100 分の8</u>	
			(6)	残存期間30年超のもの	
				<u>100 分の8</u>	
	(略)				

(注)  $1. \sim 4.$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)

付 則

この改正規定は、令和4年1月11日から施行する。

## 別表第1

充用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

旧

1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券 (2) 残存期間1年超5 年以内の10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率		
(1) 残存期間1年以内のもの 10 (2) 残存期間1年超5年以内の 10 (2) 残存期間1年超5年以内の 10 (3) 残存期間5年超10年以内の 10 (4) 残存期間10年超20年以内の 50 (5) 残存期間10年超20年以内の 50 (6) 残存期間30年超のもの 10 (6) 残存期間10年超20年以内の 10 (7) 残存期間10年超20年以内の 10 (8) 残存期間10年超20年以内の 10 (9) 残存期間1年以内のもの 10 (1) 残存期間1年以内のもの 10 (2) 残存期間1年超5年以内の 10 (3) 残存期間1年超5年以内の 10 (4) 残存期間1年超20年以内の 10 (5) 残存期間1年超5年以内の 10 (6) 残存期間1年超20年以内の 10 (7) 残存期間1年超20年以内の 10 (8) 残存期間1年超20年以内の 10 (9) 残存期間10年超20年以内の 10 (1) 残存期間10年超20年以内の 10 (2) 残存期間10年超20年以内の 10 (3) 残存期間10年超20年以内の 10 (4) 残存期間10年超20年以内の 10 (4) 残存期間10年超20年以内の 10 (5) 残存期間10年超20年以内の 10 (6) 残存期間10年超20年以内の 10 (7) 残存期間10年超20年以内の 10 (8) 残存期間10年超20年以内の 10 (9) 残存期間10年超20日間10 (9) 核内の 10 (9) 核内	)	•				
グレートブリテンおよび北京イルランド 市場における 第7年期間1年超5年以内の 10 (2) 残存期間1年超5年以内の 10 (3) 残存期間5年超10年以内の 10 (4) 残存期間10年超20年以内の 10 (6) 残存期間10年超20年以内の 10 (6) 残存期間10年超20年以内の 10 (7) 残存期間1年超5年以内のもの 10 (7) 残存期間1年超5年以内のもの 10 (7) 残存期間1年超5年以内のもの 10 (7) 残存期間1年超5年以内の 10 (7) 残存期間1年超20年以内の 10 (7) 残存期間10年超20年以内の 10 (7) 対抗 10	()	略)				
グレートブリテンおよび北アイルランド 連合王国政府が発行する英ポンド建債券 (2) 残存期間1年超5 年以内の10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1				(1)	残存期間1年以内のもの	
グレートブリテンおよび北下アイルランドは直合王国政府が発行する英ポンド建債券 気配相場 (4) 残存期間10年超20年以内の気配相場 (4) 残存期間10年超20年以内の気配相場 (5) 残存期間30年超30年以内の(6) 残存期間30年超のもの (6) 残存期間11年起5年以内の10 (7) 残存期間11年超5年以内の10 (7) 残存期間11年超5年以内の10 (7) 残存期間15年超10年以内の10 (7) 残存期間15年超10年起20年以内の10 (7) 残存期間15年超10年超20年以内の10 (7) 残存期間15年超10年超20年以内の10 (7) 残存期間10年超20年以内の10 (7) 表示的10 (7) 表					100 分の9	
グレートブリテンおよび北 アイルランド 古場におって 10 場合王国政府が発行する英文 気配相場 (4) 残存期間10年超20 年以内の 10 (5) 残存期間20年超30 年以内の 10 (6) 残存期間30年超30 年以内の 10 (6) 残存期間30年超0もの 10 (7) 残存期間1年起5 年以内の 10 (8) 残存期間1年超5 年以内の 10 (9) 残存期間1年超5 年以内の 10 (1) 残存期間1年超5 年以内の 10 (2) 残存期間1年超5 年以内の 10 (3) 残存期間1年超5 年以内の 10 (4) 残存期間1年超5 年以内の 10 (4) 残存期間1年超5 年以内の 10 (5) 残存期間1年超5 年以内の 10 (6) 残存期間1年超5 年以内の 10 (7) 残存期間1年超5 年以内の 10 (8) 残存期間1年超20 年以内の 10 (9) 残存期間1年超20 年以内の 10 (1) 残存期間1年超20 年以内の 10 (1) 残存期間1年超20 年以内の 10 (2) 残存期間10年超20 年以内の 10 (3) 残存期間10年超20 年以内の 10 (4) 残存期間10年超20 年以内の 10 (5) 残存期間10年超20 年以内の 10 (6) 残存期間10年超20 年以内の 10 (7) 残存期間10年超20 年以内の 10 (8) 残存期間10年超20 年以内の 10 (9) 残存期間10年超20 年以内の 10 (9) 残存期間10年超20 年以内の 10 (9) 残存期間10年超20 年以内の 10 (1) 残存期間10年超20 年以内の 10 (1) 残存期間10年超20 年以内の 10 (1) 残存期間10年超20 年以内の 10 (2) 残存期間10年超20 年以内の 10 (3) 残存期間10年超20 年以内の 10 (4) 残存期間10年超20 年以内の 10 (5) 残存期間10年超20 年以内の 10 (6) 残存期間10年超20 年以内の 10 (7) 残存期間10年超20 年以内の 10 (8) 残存期間10年超20 年以内の 10 (9) 残存期間10年超20 年以内の 10 (1) 残存期間10年超20 年以内の 10 (1) 残存期間10年超20 年以内の 10 (1) 残存期間10年超20 年以内の 10 (2) 残存期間10年超20 年以内の 10 (3) 残存期間10年超20 年以内の 10 (4) 残存期間10年超20 年以内の 10 (5) 残存期間10年超20 年以内の 10 (6) 残存期間10年超20 年以内の 10 (7) 表述 10 (8) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (2) 表述 10 (3) 表述 10 (4) 表述 10 (4) 表述 10 (5) 表述 10 (6) 表述 10 (7) 表述 10 (7) 表述 10 (8) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (1) 表述 10 (2) 表述 10 (3) 表述 10 (4) 表述 10 (4) 表述 10 (5) 表述 10 (6) 表述 10 (7) 表述 10 (7) 表述 10 (8) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (1) 表述 10 (2) 表述 10 (3) 表述 10 (4) 表述 10 (4) 表述 10 (5) 表述 10 (6) 表述 10 (7) 表述 10 (7) 表述 10 (8) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (9) 表述 10 (1) 表述 10 (1				(2)	残存期間1年超5 年以内のもの	
テンおよび北 市場にお 10 年以内の 10 情場にお 10 東条の 10 最終の 10 最終の 10 表終の 10 表彰の 10 表述 1	77	ブレートブリ	ロンドン市場にお		100 分の9	
アイルアンド   連合王国政府の 最終の   10 表 終の   10 表 終の   10 表 終の   10 表	1.	こンセントフドナレ		(3)	残存期間5年超10 年以内のもの	
連合士国政府が発行する方の最終のが光行する方の最終の気配相場 10 (5) 残存期間10年超20 年以内の(5) 残存期間30年超30 年以内の(6) 残存期間30年超のもの 10 (6) 残存期間1年超5 年以内のもの 10 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 10 (2) 残存期間1年超5 年以内のは 2 残存期間1年超5 年以内のは 3 残存期間5年超10 年以内の遺債券 場における前日の 最終の気配相場 10 残存期間10年超20 年以内の配利 10 0 6 成子相場 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10		「イルフンド			100 分の8	
ポンド建債券 ス配付場 (5) 残存期間20年超30 年以内の 10 (6) 残存期間30年超のもの 10 (6) 残存期間30年超のもの 10 (7) 残存期間1年以内のもの 10 (7) 残存期間1年超5 年以内の 10 (7) 残存期間1年超5 年以内の 10 (7) 残存期間5年超10 年以内の 2 前日の 2 前日の 2 前日の 2 前日の 2 前日の 2 前日の 4 残存期間10年超20 年以内の 2 前日の 4 残存期間10年超20 年以内の 2 前日の 4 残存期間10年超20 年以内の 2 前日 4 残存期間10年超20 年以内の 3 前日 4 残存期間10年超20 年以内の 4 残存期間10年超20 年 4 残存期間10年 4		単台土国政府		(4)	残存期間10年超20 年以内のもの	
10			気配相場		100 分の8	
(6) 残存期間30年超のもの   10   10   10   10   10   10   10   10				(5)		
Na   10   10   10   10   10   10   10   1					<u>100 分の8</u>	
(1) 残存期間1年以内のもの 10 (2) 残存期間1年超5 年以内の (2) 残存期間1年超5 年以内の (3) 残存期間5年超10 年以内の (4) 残存期間10年超20 年以内の (4) 残存期間10年超20 年以内の 最終の気 配相場				(6)		
10 (2) 残存期間1年超5 年以内の 10 (2) 残存期間1年超5 年以内の 10 (3) 残存期間5年超10 年以内の 10 (4) 残存期間10年超20 年以内の 2 前日の 最後の 気 最終の 気 配相場 10 (4) 残存期間10年超20 年以内の 2 前日 4 (4) 残存期間10年超20 年以内の 2 前日 4 (4) 残存期間10年超20 年以内の 2 前日 4 (4) 残存期間10年超20 年以内の 2 (4) 残存期間10年超20 年以内の 3 (4) 残存期間10年超20 年以内の 3 (4) 残存期間10年超20 年以内の 3 (4) 残存期間10年超20 年以内の 3 (4) 核 4 (4) k (4)	国賃証_			(4)	<u>100 分の8</u>	
(2) 残存期間1年超5 年以内のフランクドイツ連邦共フルト市和国政府の発場におけ行するユーロ連債券 最終の気配相場 (4) 残存期間10年超20 年以内の連債券 最終の気配相場 10		和国政府の発 行するユーロ 建債券	フルト市 場前日 最終の気	(1)		
フランクドイツ連邦共フルト市和国政府の発揚におけ行するユーロ連債券 最終の気配料場 (4) 残存期間10年超20年以内の最終の気配料場 10				(0)	100 分の9	
フランク ドイツ連邦共 フルト市 和国政府の発 場におけ 行するユーロ る前日の 健債券 最終の気 配相場 10				(2)		
和国政府の発 場におけ 行するユーロ る前日の 建債券 最終の気 配相場 10				(9)	<u>100 分の9</u> 魅ち期間5年初10 年以内のもの	
行するユーロ る前日の 最終の気 配相場 10年超20年以内の				(3)		
建債券 最終の気 10 配相場				(4)	100 分の9 発左期間10年級20 年以内のもの	
南: 相場	建			(4) 3	ス行朔间10年旭20 年以内のもの 100 分の8	
(6) 24   33   14   25   15   15				(5)	**	
10				(0)	ス行列間20平/200 平女行の8の 100 分の8	
(6) 残存期間30年超のもの				(6)		
				(-/ /	100 分の8	
(略)	(H	略)				

(注)  $1. \sim 4.$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)